

愛媛県で自転車を利用するみなさんへ



愛媛県では令和2年4月1日から

自転車損害賠償保険等への 加入が義務化!



自転車事故の高額賠償事例

9,521万円

Q なぜ義務化か?

自転車利用者の責任による高額賠償が増えており、加害者となった方の賠償責任の補償や被害者の経済的救済を図るためです。

Q ポイントは?

自転車損害賠償保険等への加入（義務）

- 自転車利用者
- 未成年者の保護者
- 自転車を事業で使用する事業者
- 自転車貸付事業者

自転車が関係する交通事故により生じた損害（他人の生命、身体又は財産）を補償するための**自転車損害賠償保険等**に加入しなければなりません。

自転車保険等への加入の確認や情報提供（努力義務）

- 自転車小売業者
- 自転車通勤する従業員がいる事業者

- 自転車損害賠償保険等への**加入の有無の確認**
- 未加入者や不明者への**情報提供**

- 自転車貸付事業者

- 借受人に対する貸付自転車の自転車損害賠償保険等の**情報提供**

- 学校等の設置者

- 児童・生徒や保護者に対する自転車損害賠償保険等の**情報提供**